

住民ヒアリング聴取事項

資料 1

年月日	聴取事項	住民意見	備考
H4 ~	《 住民に対する県の対応 》 埃や 24 時間操業の夜の音などに対する対応	民間企業で文句も言えず、我慢して暮らしていたが、県も町も全く相手にされなかった。	
H4 ~	硫化水素発生に係る県の対応発言	「犬は死ぬものでしょう。人間がRDの横で倒れたら問題になりますね。それから考えましょう。」との返事を聞いている。	
H 9 年度	煤煙に係る県の電話対応	RD 社びいき、「あれは水蒸気で、ばい塵なんか飛んでいない」とまるめ込み工作のような対応が続いた。	
H 9 年度	硫化水素発生に係る県の電話対応	以前から硫化水素の臭いはしていたが、県は、「どこの処分場でも臭いはする」など、我々の言うことを一切認めない。	
H10 年度	硫化水素発生に係る県の電話対応	県の回答はいつも一緒であり、硫化水素とは言わず「近くの工場の臭いや」など、言いくるめられた。	
H10 年度	深掘穴調査時の住民協議	県は、工事が始まってもいつでも住民協議ができるとしていたが、再三の要求にもかかわらず、1か月以上協議が行われなかった。	
H11 ~ 14 頃	経堂池の水質浄化、浚渫の要望	県は責任を持って回答してくれないし、困難であると逃げ腰の回答しかしない。	
H15.10.29	住民からの面談拒否	要望書提出面会にあたり、知事室に先にもって行くのならば部では面会しないと拒否した。	
H15.11.6	ガス調査実施に伴う住民説明	県は、11月5～7日のガス調査についての説明が、事前でなく開始後であった。（住民との約束違反）	
H18. 3.	行政対応検証調査の申出	政治社会学の立場から、行政対応検証調査を申出たが、公務員の守秘義務から拒否された。	
H18. 4. 7	質問書や情報公開請求の返答	質問に対する反応が遅く、返答がすごく遅くなっている。	

年月日	聴取事項	住民意見	備考
H18.10.12	<p>県からの回答</p> <p>これまでの県からの回答</p> <p>県の協議のやり方</p> <p>県の解決に向けての姿勢</p> <p>県の目先対応に終始</p> <p>県の不誠実な協議</p> <p>根本的な解決対策の無作為</p>	<p>硫化水素問題以来、8年近くかかっているが、納得できる回答でなく、誠意を持って対応していない。</p> <p>要望をいっても、納得いく回答なし。「検討します」の後の回答がされない。</p> <p>詭弁で住民を愚弄し、行政用語で住民を欺く、ごまかし、情報隠し、ごり押しといえる、これが県のいつものやり方でした。</p> <p>県は、管理監督責任を明らかにせず、改善要請に速やかに対応せず、事態を直視せず、問題を根本から解決しようとする姿勢は見られず。</p> <p>県は、全面解決のための大局的な計画の立案すら示さず、目先対応をしてきた。</p> <p>県は、協議が大事といいながら形の上の協議にとどまり、結論も出さないまま、次々に工事が進んでいく。</p> <p>県は、全容調査に応じてくれず、根本的な解決対策について、何もやってくれなかった。</p>	
H 3	<p>《 業者に対する県の対応 》</p> <p>RD 社の許可区域外での産廃 投棄への県の対応</p>	<p>県は、住民からの通報後も、陶土の搬出ということで放置した。</p>	
H4.5.29	<p>ピットの悪臭煮汁の除去</p>	<p>県は、住民からの通報後、対応までに9日間も放置した。</p>	
H5.9.8	<p>悪臭源の廃プラスチック類の 埋立て</p>	<p>有害物質の付着した廃プラスチック類を県が埋立て指示したのは問題である。</p>	
H6.6.10	<p>医療系ドラム缶の確認</p>	<p>国際情報高校の北側広場のドラム缶について、県が現場確認したのは、通報4日後で既に空っぽであった。</p>	
H6.7.13	<p>焼却炉の過剰焼却</p>	<p>焼却炉の構造計算を逸脱した過剰焼却があり、指導されたが、公害防止設定条件の確認指示がないままに続けられた。</p>	

年月日	聴取事項	住民意見	備考
H7.11.27	廃棄物の野積み	日々受入物が処理されず、是正指導で野積みとなっている廃棄物を仮置きと認めたが、この状態が続くのは是正の意味がない。	
H8.3.1	<p>是正指導の立入り</p> <p>焼却時間の偽り</p> <p>未硬化セメントの埋設</p> <p>高アルカリ物質の流出</p> <p>ダイオキシンの地下水汚染</p>	<p>進捗状況が悪いので、機械の稼働など調査をすべきで、立入りも3か月ほったらかしで、職務怠慢といえる。</p> <p>24時間燃やしてはいけない炉なのに、偽って24時間燃やしている。</p> <p>許可区域外に、違法な未硬化セメントを埋めて、二重の違反をしているのに対し、県は、撤去を命じただけで法的処置はしていない。</p> <p>県は仮置きと言っているが、高アルカリ物質が溶けて地中を通して経堂池へ流れ続けた。</p> <p>環境基準の14倍のダイオキシンが出てきたが、全国の最大汚染でも0.89しかないのに、県は自然でもあるといっている。</p>	
H8.4.30	廃プラスチックによる火災	多量の野ざらしやメタンガスの発生で火災が3回もあり、不適正保管として指示できないか。ダイオキシンのもとの燃えがらを全部埋めている。	
H10.7.3	RD社への面積、容量の変更許可(追認)	法律の運用上支障があり、無効と考えられる。	
"	"	県は、RD社の大量埋立てに対して、一部を行政処分で排出させるとともに、違法埋立てを追認した。	
"	"	それまでのRD社に対する県の指導監督の問題点が追認で明確となった。許可区域外への埋立てを全部撤去させていたら、こんなにひどくはない。	
H9~11	深掘りへのごみ埋設	住宅に近いところに、深掘りしてごみを持って行った。	
H10年度	深掘穴調査の問題点	基準以上の有害物質は除去する協議ができていたが、いざ見つかった場外に有害物が流出しなければよいとして、RD社を処分しなかった。	

年月日	聴取事項	住民意見	備考
H11.12	散在する医療系廃棄物への県の対応	ガス調査時に処分場内に散在してても、県職員は見て見ぬふりをしている。	
H16.4	総量違反調査の県の不作為	北尾団地後退工事の移動廃棄物量から推計して、総量違反が濃厚と思われるが、県は調査を実施していない。	
H16.4	RD社への改善命令期限延長	県は、RD社への改善命令を期限延長しないという約束を守っていない。	
H16.4	RD社の深掘穴改善工事での埋め戻し	県は廃棄物を残したまま、セメントを注入、石膏ボードをそのまま埋め戻しさせた。	
H17.9.30	<p>見つかったビニールシートやドラム缶への県の対応</p> <p>県の「見て見ぬふり」対応</p> <p>バキューム車による医療廃棄物の埋立て</p> <p>県のRD社に対する指導</p> <p>現場への立入調査の事前通告</p> <p>〃</p> <p>埋立て証言のあるドラム缶への対応</p> <p>〃</p>	<p>あちこちに散在してても、県職員は見て見ぬふりをしている。</p> <p>県は、高アルカリ調査時や処分場工事立会の有害物らしきものを見つけても、知らんぷりをしている。</p> <p>何年も続けて京都の病院から、大体週2回血液や実験廃液を持ち帰り、穴に入れていた。</p> <p>その場限りのおざなりの指導のため、どんどん違法がエスカレートしている。</p> <p>RD社への事前通知により、不正や違法行為が発覚しないようにしている。</p> <p>違法がばれないようにRD社に対応するようにしたうえで、査察しており杜撰さが指摘できる。</p> <p>県は、住民からのドラム缶の埋設情報を信憑性が不十分、本人聴取が必要として、聞き流し、調査をしなかった。</p> <p>場所も提示したが、県は元従業員からの証言集でなく、直接聞かないとわからないとして、放置したまま何も対応していない。</p>	

年月日	聴取事項	住民意見	備考
	<p>建築確認、開発許可の問題</p> <p>R D社に対する不法投棄告発</p>	<p>ごみの上にガス化溶融炉の付属施設の建築申請がなされたり、市街化調整区域にある会社施設を廃棄物対策課は問題にせず、「うちとは関係ない」として縦割り行政の弊害が指摘される。</p> <p>県は、RD社の不法投棄の証拠隠滅を許し、時効5年の告発の機会を逃した。</p>	
<p>H3.9.11</p> <p>H5.2.18</p> <p>H10年度</p> <p>H11.10</p> <p>H11.11</p> <p>H12.7</p> <p>H12.10.5</p> <p>H12.12 ~ H13.3</p> <p>〃</p>	<p>《 県自らなすべき対応 》</p> <p>許可区域外の掘削の確認</p> <p>住民からの掘削情報の対応</p> <p>深掘穴調査での有害物調査</p> <p>ケーシング調査</p> <p>硫化水素問題調査委員会の座長の選任</p> <p>実態解明と適正措置の請願の不履行</p> <p>硫化水素問題調査委員会の非公開に係る照会に対する回答</p> <p>硫化水素調査の廃棄物分析の前処理</p> <p>〃</p>	<p>県は、掘削跡をその時掘って調べず、平成10年に掘り返したら、高濃度ダイオキシンが検出され、結果的に7年間放置した。</p> <p>平成12年に掘削周辺から放射線物質が発見されたが、当時、県は調査を全くしていない。</p> <p>有害物質の浸透水調査をせず、有害物質の流出先の確認もしていない。</p> <p>すごい刺激臭、揮発臭のある掘り出した廃棄物の中に有害なものがあるか県の調査では、調べてもらえなかった。調査でこのことが明らかになれば問題は早く解決した。</p> <p>RD社が事務局をもつ研究会の座長(RD社にきわめて近い人物)を硫化水素問題調査委員会の委員長にしたのは、県の見識が問われる。</p> <p>県の対応は、高アルカリ水、硫化水素など個別問題対応でしかなく、請願の処分場の実態解明と適正措置がとられていない。</p> <p>非公開理由、議事録作成しない理由など県からはお役所答弁のような返答しかない。</p> <p>分析で公定法にない違法な手法によるため、不適正と考えられる。</p> <p>風乾によるガス調査は、揮発性のものが飛んでしまうので、混合させての土壌分析と同様に非科学的な調査をやっている。</p>	

年月日	聴取事項	住民意見	備考
H12.12 ~ H13.3	硫化水素調査の廃棄物分析の前処理	公定法で行われず、実態解明のための廃棄物分析には、役に立たなかった。	
"	"	調査の前処理で、熱風乾燥後に、揮発性有機化合物を測っているのはおかしい。	
"	"	国で決めた検査法は、風乾や熱を加えてはいけないとあるので、県は間違いでなく意識的にやったのでないか。	
H12.12 ~ H13.3	硫化水素調査の廃棄物分析	住民の望む 27 項目、4 検体の廃棄物分析は結果的に行われなかった。	
H12.12 ~ H13.3	硫化水素調査	調査で 6500 万円の税金を使い、ふいにしているが、もっと調べていたら、地下水汚染までいっていなかった。	
H12.12 ~ H13.3	硫化水素調査の廃棄物分析結果	2 号の調査分析結果が目的の異なる 1 号と同じ結果が用いられており、1 号の契約変更の時この分の分析費用が発生しないのではないか。	
H15.12.3	特別措置法に係る県の勉強不足	職員が処分場案件が特措法対象になることを認識しておらず、環境省に問い合わせた。	
H16.11 ~ H17.6	深掘穴等の是正工事での確認調査	現場では、刺激臭の白い粉の固まりが見られたが、県は一部の調査しかせず、木くずと鉄くず以外は、確認できなかったとした。	
H18.	RD 問題対策県・市連絡協議会の構成 経堂池の水質浄化、浚渫 水質検査の結果への対応 生活環境に支障を及ぼす状況に対する県の対応	県は、メンバーに RD 社との黒い噂のある職員を入れている。その職員に対しても調査もしていない。 池には汚染されたヘドロがたまり、RD 社を監督してきた県に責任がある。 結果に対して県のこう考えるという前進したものが出てこない。 積極的に除去対策を行っていないのは、不作為の違法にあたる。	

年月日	聴取事項	住民意見	備考
	<p>県の調査井戸からの取水</p> <p>高アルカリ水の改善効果の検証</p> <p>深掘穴の地下水汚染の検証</p> <p>水質調査結果の報告</p> <p>県の解決に向けた姿勢</p> <p>県「対策委員会事務局」の問題点</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>取水は、帯水層が特定されず、どこの水が入っているかわからない状況にある。</p> <p>対策工事を実施して、5年も経っているにもかかわらず、PHが下がらないことを検証していない。</p> <p>深掘穴工事には石膏ボードも埋め立てているが、地下水汚染がなくなったかについて検証していない。</p> <p>ダイオキシン類やホウ素は基準を超えており、総じて問題なしでなく、1つでも基準を超えたら大問題ではないのか。</p> <p>県は、事態を直視せず、問題の本質をえぐり出そうとせず、根本から解決しようとする姿勢は全く認められない。</p> <p>委員会は、これまでの調査結果について、「大した問題はない」という印象を与えるように報告している。</p> <p>委員会事務局は、ボーリング調査で再調査するとしているが、60m x 60mに1本だから有害物をつかめない。</p> <p>国の方針は、重金属および農薬は含有試験と溶出試験の両方調べなさいとなっているが、委員会は、土中の有害物を溶出試験だけで検査し、異常があれば含有試験をすすとしている。</p>	